

検疫所について
《事務・事業説明資料》

検疫所業務概要

《基礎データ》

	職員		予算額	
	22年度	21年度	22年度	21年度
検疫所	896人	864人	100.1億円	98.5億円
うち 検疫衛生部門	373人	358人	32.3億円 (23.9億円)	30.7億円 (23.8億円)
うち 輸入食品監視 部門	397人	382人	48.4億円 (25.4億円)	51.4億円 (25.3億円)

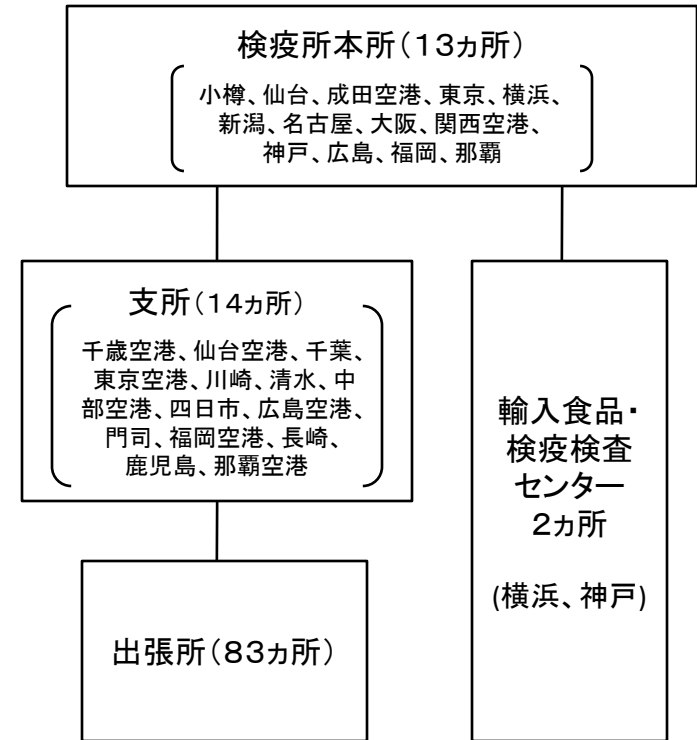
※()内は人件費相当額を案分計上している。

《主な事務・事業》

事務・事業	予算	主な業務内容
検疫衛生業務	8.4億円	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機、船舶の検疫 ・ネズミ、蚊等の生息調査・監視、駆除・消毒等 ・渡航者への予防接種の実施、証明書の発行
輸入食品監視業務	23億円	<ul style="list-style-type: none"> ・販売・営業目的で輸入される食品、添加物、器具、容器包装、乳幼児用おもちゃについて、①事前相談指導、②輸入届出審査、③食中毒菌、残留農薬・動物用医薬品、食品添加物、その他の有毒有害物質などの検査の命令、モニタリング検査、④違反食品の措置を実施

《組織図》

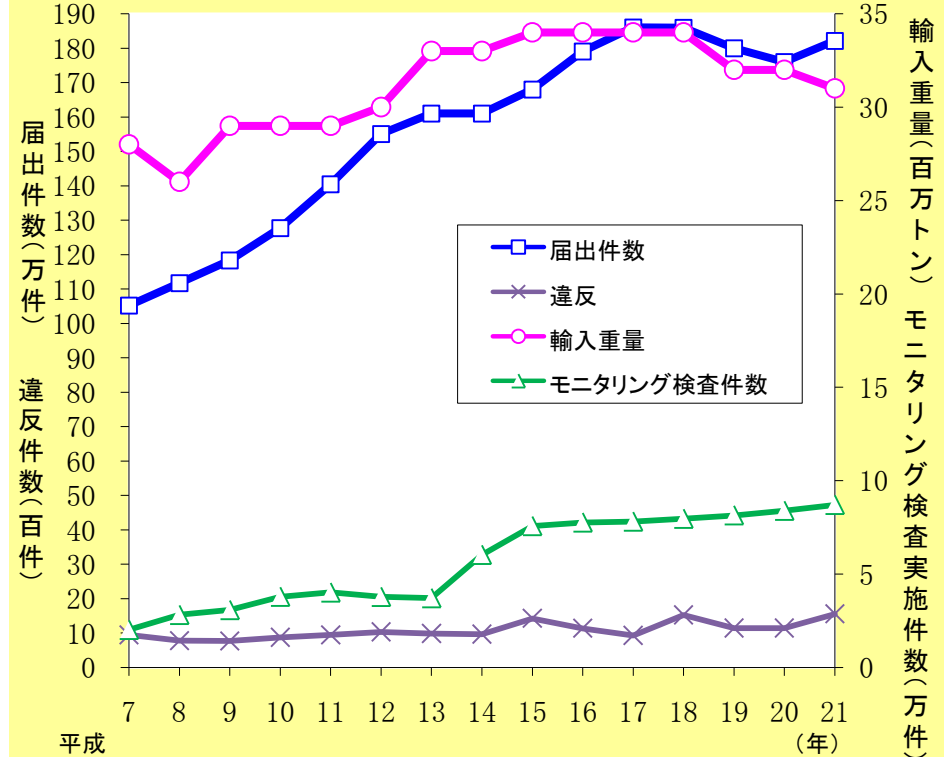
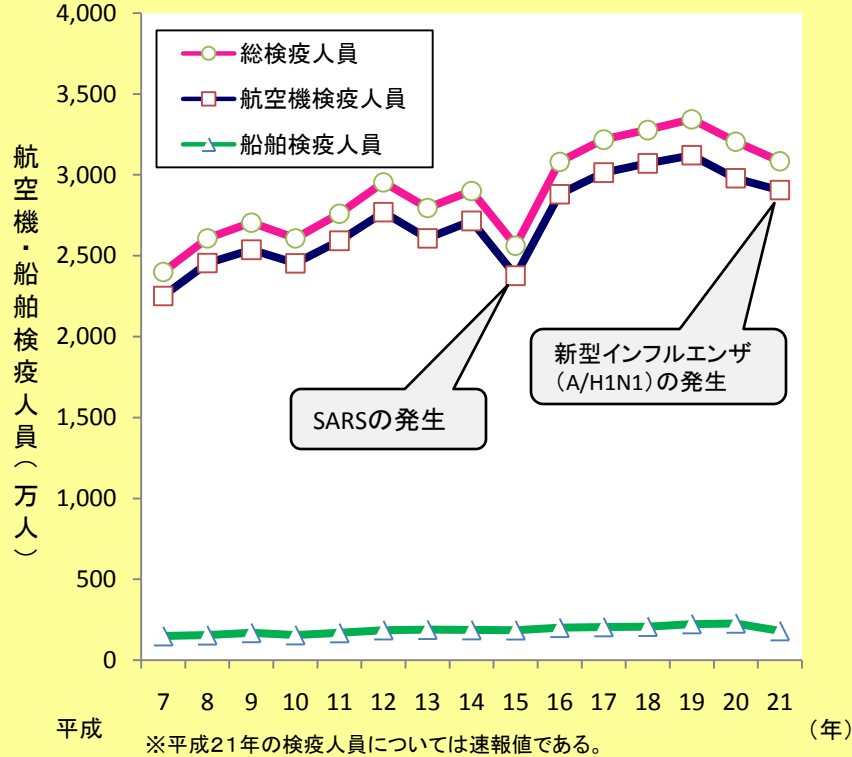
※検疫所は、厚生労働省設置法第16条により施設等機関と位置づけられ、所掌事務は港及び飛行場における検疫及び防疫を行うことのほか、同条第2項により販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行わせることができるとされている。



※輸入食品届出窓口：全国31カ所

検疫所業務実績・定員の推移

検疫実施人員数



(参考)部門別定員の推移

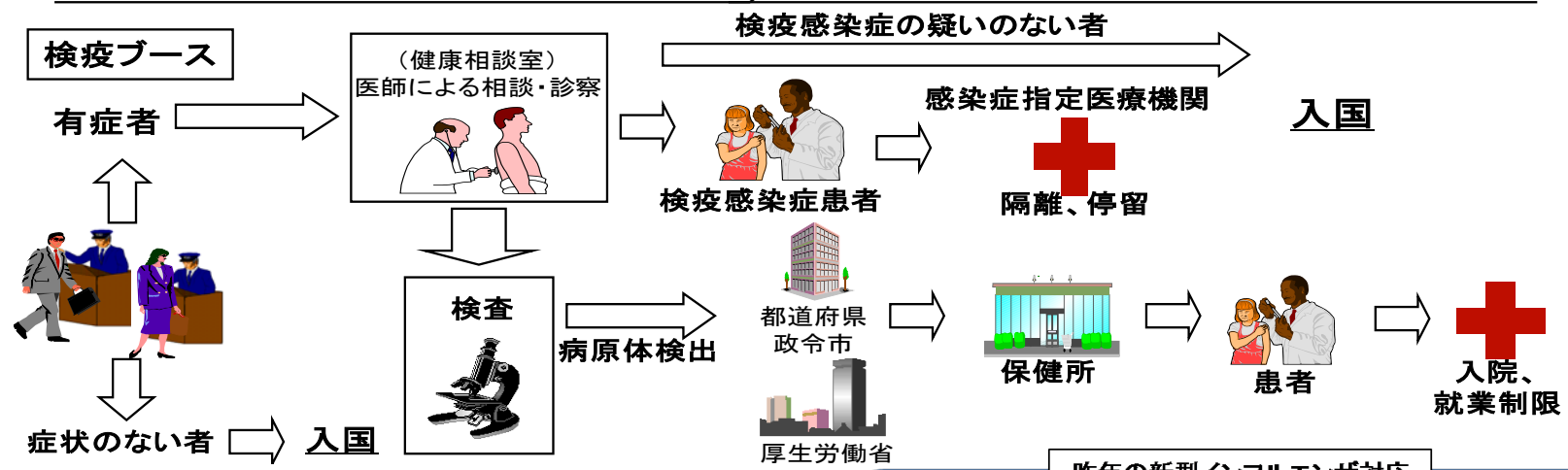
区 分	H2	H7	H13	H18	H19	H20	H21	H22	業務量比率
検疫衛生部門	377	397	343	358	344	348	358	373	1.43
食品監視部門	133	217	267	328	348	355	382	397	2.43
管理部門	277	241	165	133	131	126	124	126	—
計	787	855	775	819	823	829	864	896	

※検疫衛生部門は、検疫総人員が平成7年度24,001,508人から平成21年度は30,853,576人と増加しており、検疫衛生部門の一人あたり業務量は約1.43倍となっている。

※食品監視部門においては、モニタリング件数が平成7年度20,212件から平成21年度は86,461件と増加しており、食品監視部門の一人あたりのモニタリング検査にかかる業務量は約2.43倍となっている。

航空機及び船舶の検疫の概要

検疫感染症や国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の侵入を防止するため、海外から来航する全ての航空機や船舶に対して検疫を行い、患者を発見した場合には、隔離、停留、消毒等の防疫措置を行うとともに、貨物や機内などで捕獲された媒介動物についても病原体の有無を検査している。



検査・検出件数

年次	有症者数	血液採取検査件数	感染症検出件数	
			マラリア	デング熱
平成20年	31,350	344	1	13

(参考) 成田空港における検疫・検査実績

年次	機数(機)	搭乗者数	有症者数	血液採取検査件数	感染症検出件数	
					マラリア	デング熱
平成20年	87,964	17,245,615	20,353	180	1	3

昨年の新型インフルエンザ対応



○検査強化期間(4/28~6/18)

- ・全国で約350万人を検疫
- ・隔離 11名 ・停留 60名

○北米3国直行便の機内検疫

(4/28~5/21)

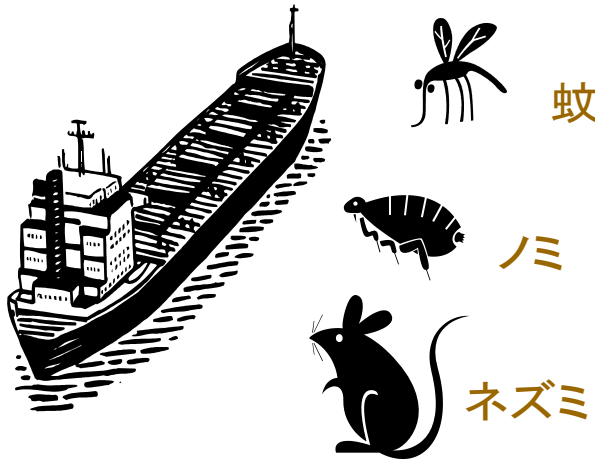
- ・907機 216,718名
- ・保健所の健康監視 129,546名

港湾衛生業務の概要

港に生息するねずみ族や蚊族が、感染症を媒介とする危険性及び船舶を介して海外からねずみ族や蚊族が侵入していないかを調べるため、ねずみ族及び蚊族の生息状況を調査し、捕獲したねずみ族及び蚊族については検査を行っています。

調査

ねずみ族及び蚊族の生息状態、病原体保有の調査



病原体
発見



腎症候性出血熱、デング熱、ペスト、マリア等の病原体

対策等

港湾関係者への注意喚起
駆除、消毒の指示等
まん延の防止

S
T
O
P



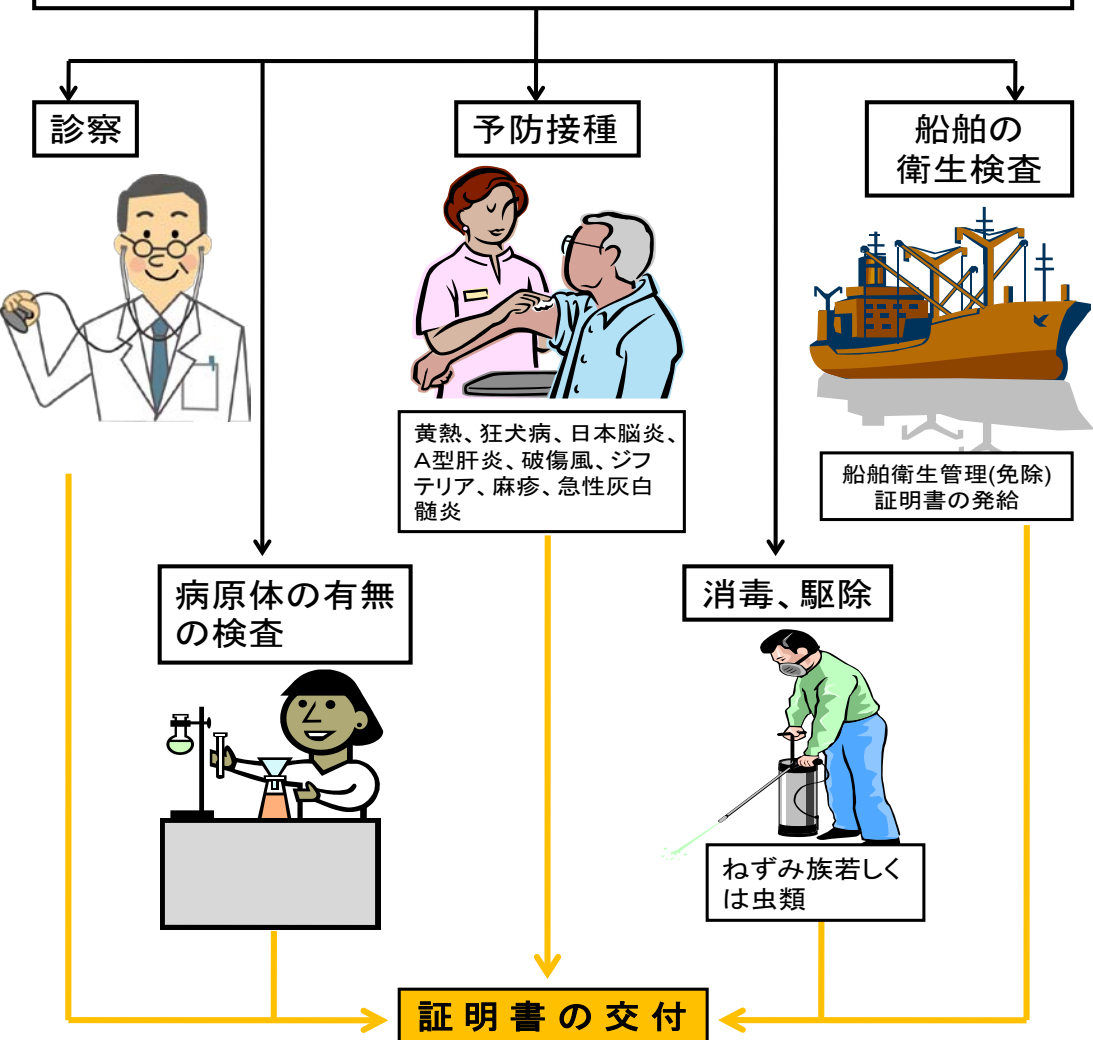
港湾区域衛生管理業務実績

年次	実施対象面積 (千㎡)	実施日数 (延)	使用殺そ剤及び捕そ器		発見 死そ 及び 捕そ数 (頭)	ネズミ (頭)	寄生ノミ (匹)	細菌検査 実施件数
			殺そ剤 (kg)	捕そ器数 (延)				
平成20年	93,954	1,694	-	46,347	376	376	62	301

海外へ行こうとする者及び船舶等に対する証明書発給業務

<主な申請者及び申請内容>

- 海外へ行こうとする者：入国に必要な予防接種や海外で流行している感染症に対する予防接種の受付。
- 海外から帰ってきた者：海外で流行している検疫感染症以外の感染症に関する診察、病原体の有無に関する検査についての申請を受付。
- 船舶(航空機)の所有者又は船(機)長：船舶又は航空機が検疫感染症等の病原体に汚染されていないかの検査及び船舶等に対する消毒又はねずみ族若しくは虫類の駆除についての申請を受付。なお、国際通行を行う船舶は、国際保健規則(IHR)により、衛生管理(免除)証明書の所持を求められる。



※検疫所において、通常実施している検疫業務等に支障のない範囲で実施。
(受益者から必要な手数料を徴収)

平成20年度歳入実績

(単位：百万円)

	件数	歳入金額
○診察 ○予防接種	31,430	162
○病原体の有無の検査 ○船舶の衛生検査	3,097	104
○消毒・駆除 ○船舶衛生管理(免除) 証明書の発給	3,097	3
歳入合計額		269

予防接種実施実績

年次	総計 (人)	種別内訳(人)		
		黄熱	ポリオ	ジフテリア
平成20年	21,025	18,311	157	1
参考：現行単価(円)		7,700	2,900	3,200

種別		内訳(人)		
A型肝炎	狂犬病	日本脳炎	破傷風	麻疹
1,156	300	251	842	7
8,000	6,400	4,300	3,500	5,900

※予防接種証明書料には別途830円が必要である。

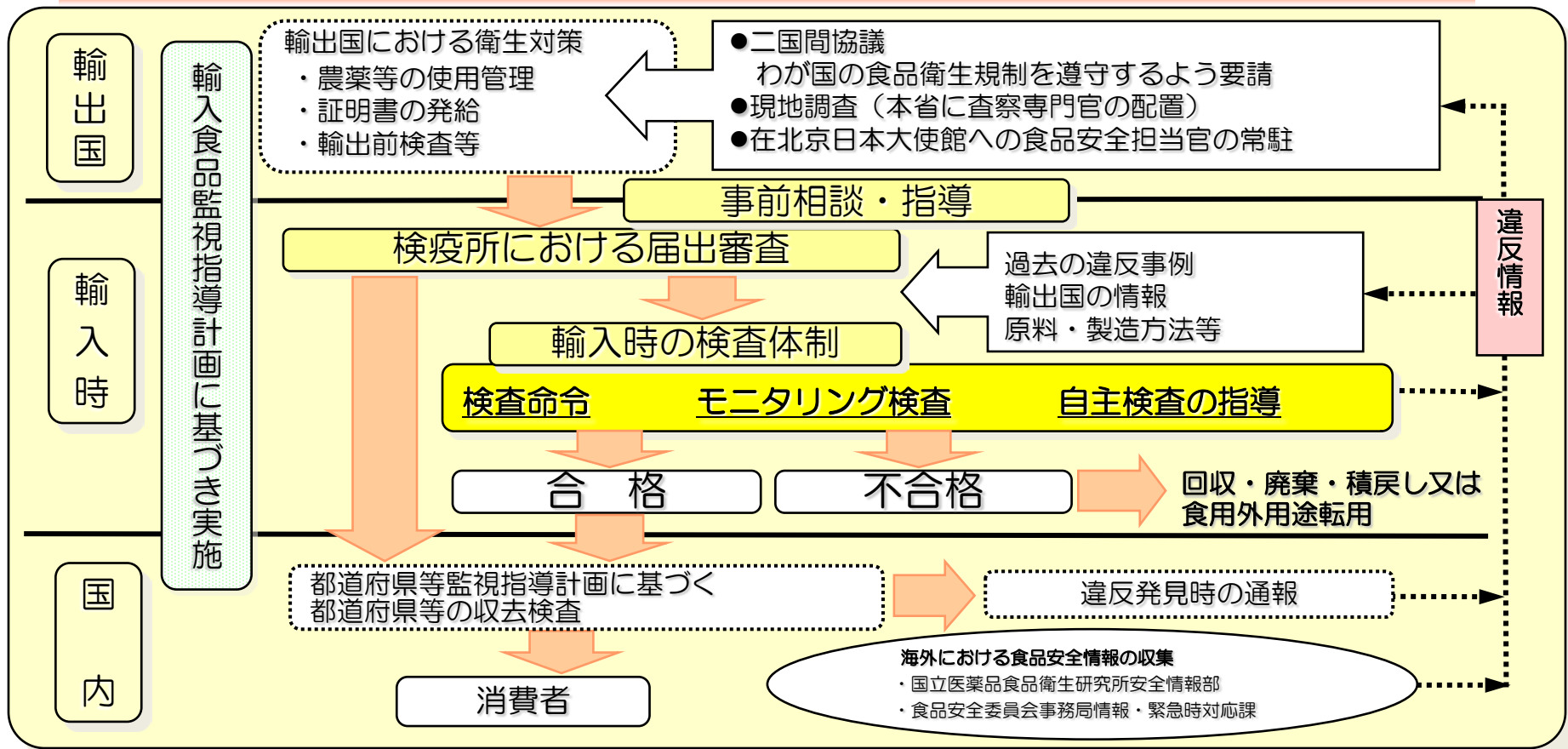
消毒・駆除及び船舶衛生検査実績

年次	衛生検査 実施船舶数 (隻)	証明書の交付数(枚)			
		衛生管理証明			
		総計	駆除	駆除免除	内再発行数
平成20年	3,632	1	3,631	7	-

検疫感染症の概要

感染症	発生地域	近年の流行状況等
エボラ出血熱	アフリカ	2007年コンゴ(患者372名/死者166名)、ウガンダ(51名/16名)。
クリミア・コンゴ出血熱	アフリカ、東欧、中近東、中央アジア	2006年トルコ(患者242名/死者20名)。
痘そう(天然痘)	—	WHO は1980年5月世界根絶を宣言。テロ対策。
南米出血熱	南米	南米各国において散発。
ペスト	アフリカ、アジア、米国、南米	コンゴ、マダガスカル等において継続的な発生。
マールブルグ病	アフリカ	2007年ウガンダ(患者3名/死者1名)。2008年オランダ(患者1名死亡。ウガンダからの帰国者。)
ラッサ熱	西アフリカ	毎年、10万～30万人が感染し、約5,000人が死亡。
新型インフルエンザ等感染症	全世界	2009年4月新型インフルエンザ(A/H1N1)確認。
デング熱	熱帯、亜熱帯地域	毎年、5,000万人が感染。
鳥インフルエンザ(H5N1)	アジア、東アフリカ	本年は、エジプト、ベトナム、インドネシア、カンボジア、中国で散発。
マラリア	熱帯、亜熱帯地域	毎年、2億5,000万人が感染し、80万人以上の死者。

輸入食品の監視体制等の概要



輸入相談実績	相談品目件数	相談違反件数 (延べ数)
	平成20年度	27,083

輸入実績	年度	届出件数	検査総数 (注1)	検査内訳			違反件数 (延べ数)	
				検査命令件数	行政検査件数 (注2)	モニタリング 件数 (延べ数)		自主検査件数
	平成20年度	1,759,123	193,917	95,490	58,706	49,133 (83,951)	51,596	1,150 (1,226)

注1：検査命令件数、行政検査件数、自主検査件数の合計から重複を除いた検査件数
 注2：モニタリング検査以外の行政検査として、フグなど輸入が規制されている魚種の鑑別、違反が疑われる貨物の現物確認などがある。

モニタリング検査と検査命令

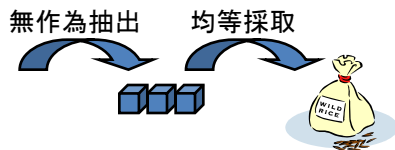
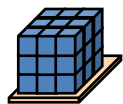
モニタリング検査

多種多様な輸入食品について、食品衛生上の状況について幅広く監視する検査

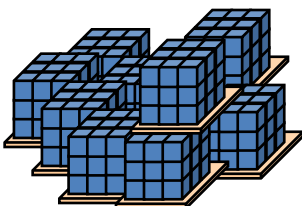
同一食品群

例：10%の頻度で実施する場合

輸入届出
(1件)



輸入届出
(9件)



(実施せず)

1. 検査頻度

年間計画に基づき無作為に実施。

2. 検査対象

同一食品群毎に実施し、国、製造者の別は問わない。

3. 検体採取量

全体を代表するために統計学的に定められた開梱数に基づき採取。

例) 農薬検査の場合

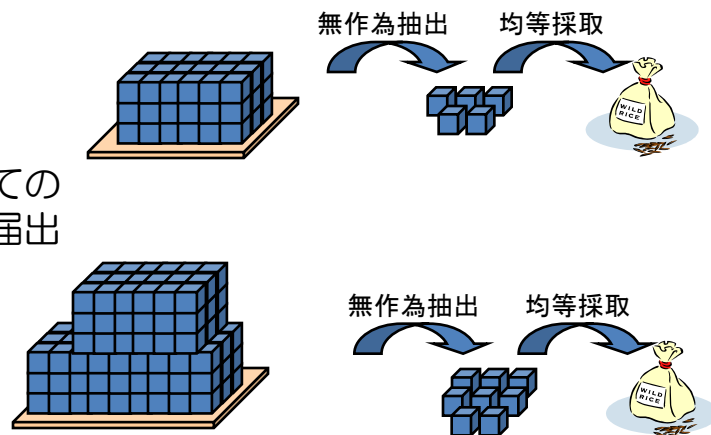
届出箱数	開梱数	採取量
≦ 50	3	} 1kg
51 ~ 150	5	
151 ~ 500	8	
501 ~ 3,200	13	
3,201 ~ 35,000	20	
≧ 35,001	32	

検査命令

法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査

同一生産国・同一食品群毎に実施

すべての
輸入届出



1. 検査頻度

同一生産国、輸入の都度、全届出検査。

2. 検査対象

同一生産国、同一食品群毎に検査を実施。法違反の可能性が高いと見込まれる食品の範囲が製造者等に限定可能な場合は、当該製造者に限定して実施。

3. 検体採取量

全体を代表するために統計学的に定められた開梱数に基づき採取。

主な食品衛生法違反内容（平成20年度）

該当条文		違反件数	相談違反件数	主な違反内容
第6条	販売を禁止される食品及び添加物	256	3	落花生、ハトムギ、とうもろこし、とうがらし、カカオ豆、ごまの種子、アーモンド等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品からのリステリア菌検出、米、小麦等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
第9条	病肉等の販売等の制限	7	4	衛生証明書の不添付
第10条	添加物等の販売等の制限	65	224	メラミン、サイクラミン酸、アゾルピン、TBHQ、アルミノケイ酸ナトリウム、パテントブルーV、ブリリアントブラックBN、ローダミンB、塩化メチレン、一酸化炭素等の指定外添加物を使用したもの
第11条	食品又は添加物の基準及び規格	847	259	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反（農薬の残留基準違反）、水産物及びその加工品の成分規格違反（抗菌性物質の含有、農薬の残留基準違反）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（ソルビン酸、安息香酸、二酸化硫黄等）、添加物の成分規格違反
第18条	器具又は容器包装の基準及び規格	43	1	器具・容器包装の規格基準違反、原材料の材質別規格違反
第62条	おもちゃ等の準用規定	8	8	おもちゃ又はその原材料の規格違反
計		1,226（延数） 1,150（実数）	499（延数） 410（実数）	

過去の主な輸入食品問題事例

年 度	事 例	対 応
平成14年	検疫所にて中国産ほうれんそうより基準値を超える農薬を検出 (クロルピリホス)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策が不十分なほうれんそう及びその加工品を輸出しないよう中国へ要請 ・中国産ほうれんそうについて輸入自粛を指示 ・検査命令実施 →平成15年：輸入自粛解除の後、2回目の輸入自粛 →平成16年：中国政府による対策が講じられ27加工企業のみ自粛解除
平成15年	カナダ及び米国にてBSE感染牛発見	カナダ及び米国産牛肉及びその加工品について輸入を停止 →平成17年：輸入停止解除
平成18年	成田空港にて脊柱が含まれる米国産子牛肉を確認	全ての米国産牛肉の輸入手続きを停止 →平成18年：現地調査の結果、34施設のみ輸出再開
平成19年	米国にておもちゃから安全基準を超える鉛の検出	おもちゃの規格基準を強化 →平成20年：食品衛生法施行規則の一部を改正し、おもちゃの対象範囲の拡大及び規格基準の見直しを行い輸入時の検査を強化
平成20年	国内にて中国産冷凍ギョウザによる有機リン系農薬中毒事案の確認 (メタミドホス)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該製造者からの全ての食品の輸入を自粛指導 ・検疫所において、輸入加工食品の残留農薬検査を実施 ・加工食品の自主管理に係る指針（ガイドライン）策定 ・輸入者説明会の実施（全国13検疫所）
	中国にて牛乳へのメラミン混入を確認	乳、乳製品を使用した中国産食品に対し検査命令を実施
	国内にて中国産冷凍いんげんから高濃度の農薬を検出（ジクロールボス）	検疫所において当該輸出者からの全ての食品に対して輸入手続きを停止
	諸外国の情報によりチリ産豚肉よりダイオキシンの汚染を確認	チリ産豚肉の輸入手続き停止 →平成21年：チリ政府による対策及び現地調査により輸入再開
平成21年	米国にてピーナッツバター等を原因としたサルモネラ食中毒発生	関係する製品について輸入者に対し積戻しを指示

検疫所の課題・目標

【検疫衛生業務】

国民の健康保持のため国内に常在しない感染症の病原体が、船舶又は航空機を介して国内に侵入することを最大限防止する

<課題>

・エボラ出血熱や発生が危惧されるH5N1新型インフルエンザ等の致死率の高い感染症の発生等、有事における早急な検疫強化体制の構築及び地方公共団体との連携強化

<対策の方向性>

・病原性のレベルに応じた検疫強化体制を構築し、各検疫所において、年1回以上関係機関と連携のもと、致死率の高い感染症の発生を想定した実地訓練を実施し、問題点を明確にするとともにその改善策を速やかに講じる。また、参加機関等の外部の者にアンケートを実施し、訓練の評価を得る。

【輸入食品監視業務】

輸入食品の安全性を確保するため、輸入時の監視指導を行う

<課題>

・モニタリング検査については、総務省行政監察(平成20年度)の勧告内容を踏まえた目標水準(9万5千件)を達成する。

<対策の方向性>

・食中毒菌、残留農薬・動物用医薬品、食品添加物、その他の有毒・有害物質等の検査項目の拡充、食品衛生監視員の増員及び機器整備に加え人材育成等により、計画的に輸入時の検査体制の強化を図る。また、検疫所毎のモニタリング検査実施状況を毎月調査し、達成率をもとに評価するとともに、計画通り実施できない場合には改善指導を行う。

年度	届出件数 (件)	モニタリング 実施件数 (件)
平成19年度	1,797,086	81,519
平成20年度	1,759,123	83,951
平成21年度	1,821,269	86,461